

第28回
全国市民オンブズマン・オンライン大会2021

コロナの中の市民オンブズマン

日時：2021年9月25日（土）～26日（日）

全体報告資料

政務活動費・包括外部監査・落札率調査資料

地方議会での懲罰濫用調査資料

地域活動報告

2021年

全国市民オンブズマン連絡会議

プログラム

9月25日（土）全国大会全体会（Zoom ウェビナー）

- 13：00-13：05 開会と市民オンブズマンの説明
- 13：05-13：15 基調報告
- 13：15-13：35 コロナ禍での市民オンブズ活動
- 13：35-13：55 働きかけ記録制度調査
- 13：55-14：25 裁判勝てなかったがよくなった
 - ・高槻訴訟費用請求のその後
- 14：25-14：55 政務活動費開示度・執行率調査報告
 - ・香川県議政務活動費住民訴訟報告
- 14：55-15：10 休憩
- 15：10-15：40 包括外部監査の表彰と説明
 - ・オンブズマン大賞受賞者によるスピーチ
- 15：40-15：50 重要土地規制法法令協議開示結果
- 15：50-15：55 ビートルズ来日動画情報公開訴訟その後
- 15：55-16：05 活性炭談合アンケート調査
- 16：05-16：15 落札率調査結果
- 16：15-16：30 休憩
- 16：30-17：00 各地報告
 - ・岐阜 小中学校タブレット購入
 - ・青森 県内談合対策調査
 - ・福岡 春日原自治会の取り組み
- 17：00-17：35 地方議会懲罰濫用調査報告
 - ・元岩沼市議出席停止 最高裁判例変更報告
 - ・弥富市議会辞職勧告決その後
- 17：35-17：45 分科会の案内・お知らせ
- 18：00-19：00 懇親会（Zoom）アイディアの宝庫 無駄話の饗宴

9月26日（日）全国大会分科会＋全体会（Zoom ウェビナー）

- 9:00~11:10 分科会
 - ・政務活動費
 - ・情報公開・個人情報保護勉強会
 - ・新型コロナ禍での市民オンブズ活動
 - ・地方議会懲罰濫用
- 11:30~12:00 全体会 大会のまとめ

目 次

基調報告	1
全国市民オンブズマン連絡会議 この一年（2020.8～2021.9）	4

全体報告

・パンデミックと市民オンブズマン	6
・オンブズマン活動の意義は勝訴判決だけではない	
－敗訴はしたがよくなった事例アンケート分析	22
高槻市の訴訟費用請求 その後 オンブズ近畿ネット 北岡隆浩	29
・働きかけ（口利き）記録制度に関する全国調査について	46
・政務活動費	
政務活動費情報公開度ランキング	66
政務活動費（執行率）調査の結果	84
政務調査費・政務活動費 住民監査請求で返還勧告が出た事例	92

報 告

情報公開市民センター

情報公開市民センター この一年	95
2021年版 包括外部監査の通信簿 結果発表	98

2019年度 入札調書の分析結果についての報告	126
2020年度 入札調書の分析結果についての報告	147
活性炭談合事件アンケート結果	168
重要土地調査規制法情報公開請求結果	183

各地報告

岐阜市学校タブレット随意契約問題.....	189
-----------------------	-----

契約・入札制度と情報公開制度にかかるアンケートの取組

弘前市民オンブズパーソン	191
--------------------	-----

福岡県春日市 春日原自治会の取組み報告.....	201
--------------------------	-----

分科会資料

・政務活動費分科会 「政務活動費をチェックするには」	204
----------------------------------	-----

・情報公開分科会

「情報公開・個人情報保護勉強会」	208
------------------------	-----

・地方議会での懲罰濫用分科会.....	222
---------------------	-----

資料

第27回大会のまとめ報告	254
--------------------	-----

全国市民オンブズマン連絡会議 規約	257
全国市民オンブズマン連絡会議 名簿	258

地域活動報告

弘前市民オンブズパーソン	1
市民オンブズマン山形県会議	7
市民オンブズマンいばらき	8
市民オンブズパーソン栃木	9
市民オンブズマン群馬	10
埼玉市民オンブズマン・ネットワーク	16
狭山市民オンブズマン	21
千葉県市民オンブズマン連絡会議	23
市民オンブズ千葉	29
かながわ市民オンブズマン	34
かわさき市民オンブズマン	39
(NPO法人) 市民オンブズ富山	40
市民オンブズマン石川	43
市民オンブズマン福井	49
名古屋市民オンブズマン	55

市民オンブズ岡崎	60
滋賀県市民オンブズマン	61
オンブズ近畿ネット	62
市民オンブズマン（大阪）	68
市民グループ「見張り番」	71
市民オンブズ尼崎	76
市民オンブズ西宮	77
檀原市民オンブズマン	83
奈良県市民オンブズマン連絡会議	88
市民オンブズマンわかやま	91
市民オンブズ鳥取	97
（NPO法人）市民オンブズマンおかやま	99
市民オンブズマン徳島	101
市民オンブズ香川	102
高知県市民オンブズマン連絡会議	104
（NPO法人）市民オンブズマン福岡	107
市民オンブズマン北九州	108
荒尾・市民オンブズマン	109
（NPO法人）おおいた市民オンブズマン	110

< 基 調 報 告 >

第28回全国市民オンブズマン・オンライン大会2021 ～コロナの中の市民オンブズマン～

2021年9月25日

全国市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 浅井 亮
加賀谷 達郎
児嶋 研二
土橋 実
豊永 泰雄

1 大会開催に際して

今年の全国大会は、昨年に引き続き鳥取県米子市での開催に向けて準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大状況にかんがみ移動に伴う感染拡大のリスクを回避するため、オンラインによる開催にいたしました。現地で交流できないのは残念ですが、全国どこからでも大会に参加できる利点を活かし、多くみなさまに市民オンブズマン活動にかかわっていただく機会を提供できればと考えています。

2 今年の全国大会について

- (1) この一年、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、飲食、観光、文化、芸術などさまざまな分野で多くの人々が経済的・精神的に厳しい状況に置かれています。とくに不安定な立場で働く非正規雇用の方の生活は深刻です。新型コロナに対する政府の対策は科学的な知見を軽視し、国民の安心・安全を確保するよりも政治的な思惑を優先させ、その結果、全国各地で入院が必要なのに適切な治療が受けられないという医療崩壊を招きました。

この間、政府は入手量の減少がわかっているのにこれを秘してワクチン接種拡大を発表し現場を混乱させたり、重要な政策決定過程に関する議論の内容を十分説明しないなど、国民の暮らしや安心に寄り添う姿勢がみられません。森友学園問題ではようやく裁判で「赤城ファイル」の一部が公開されましたが、これも政府にとって都合の悪い部分は黒塗りにされたままです。

この間の行政対応をみると、あらためて情報公開やその前提となる情報の保管・管理の重要性を認識させられるとともに、税金の使い道や政治のありようについて考えさせられる一年だったと思います。

- (2) さて、今年の全国大会は「コロナの中の市民オンブズマン」をテーマに、オンラインで開催することになりました。1日目は全体会を行います。全体会の内容は次のとおりです。
- i) 新型コロナの流行により、「三密」を避け人流を抑制するためにリモートワ

ークが推奨されています。これにより、私たちの仕事や生活様式も感染拡大前に比べ大きく変容しています。ご多分に洩れず、市民オンブズマンの活動も少なからぬ影響を受けたことでしょう。連絡会議では、大会に先立ち各地のオンブズマンにアンケート調査を行いました。全体会ではその結果を発表し、コロナ禍のオンブズマン活動の様子、今後のオンブズマン活動をどのように継続・発展させていくかを考えるきっかけにしたいと思います。

- ii) 議員活動のひとつに住民などの要望を受け行政に働きかけを行うことがあります。この「口利き」は、時として不正や違法な要求に変わることもあります。そのため、自治体の中には議員の働きかけとこれに対する行政側の対応を記録する制度を設けているところがあります。連絡会議では、いわゆる口利き記録制度の現状と課題などについてあらためて調査を行いましたのでこれを発表したいと思います。
- iii) 各地で違法な公金支出に対し住民訴訟が取り組まれています。私たちの主張が認められ自治体の損害が回復されることもあります。残念ながら敗訴で終わることもあります。では裁判で負けてしまうと何も変わらないのでしょうか。連絡会議では、裁判では負けてしまってもその取り組みの中で自治体のおかしな慣行や対応を改めさせた事例について調査しました。今後の活動の参考とするため発表します。
- iv) 地方議会では、少数派議員に対する多数派議員の不当な懲戒処分が行われることがあります。最高裁令和2年11月25日判決は、これまで除名を除き原則として議会の議決は司法審査の対象にならないとしていた従来判例を変更し、議員の出席停止懲罰決議は司法審査の対象になると判例を変更しました。全体会ではこの判決を紹介し、司法審査の対象が広がったことが今後の議会活動にどのような影響を及ぼすかを考えていきたいと思えます。
- v) このほか、全体会では政務活動費の違法支出を巡る各地の状況や取り組み、消防デジタル無線談合・活性炭談合などの現状、包括外部監査の通信簿活動とその説明や表彰などを行います。

(3) 2日目は分科会を開催します。今年分科会は、①情報公開勉強会、②政務活動費、③地方議会の懲罰濫用、④Web会議システムを使った新しい市民オンブズマン活動の4つを予定しています。

- i) 情報公開勉強会分科会は、昨年に引き続き国の情報公開・個人情報保護審査会の委員であった森田明弁護士を迎え、公文書管理や保管、情報公開の現状と問題点、今後の課題と改革の方向性について議論します。
- ii) 政務活動費分科会は、各地で取り組まれている違法な政務活動費の返還訴訟などから得られたノウハウをもとに、この取り組みの「ツボ」である領収書のチェックの仕方などを伝授します。各地の会員が勝ち取った最新判決の紹介と解説を行い、今後の活動に活かしていきたいと思えます。
- iii) 地方議会の懲罰濫用分科会は、地方議会の実状と問題点を明らかにし、全体会で報告する最高裁判決が議会にどのような変化をもたらすか、議会改革のために何が必要かについて、参加した議員と市民とで意見交換を行います。
- iv) Web会議システムを使った新しい市民オンブズマン活動分科会は、コロナ禍で従来の活動が困難となる一方、Web会議システムを使った新たな活動実例を報告し、今後のオンブズマン活動のあり方や発展について意見交換を行い

ます。

3 最後に

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、私たちは政治のあり方や税金の使われ方に否が応でも関心をもたざるを得ない状況におかれました。この間、国政と地方行政の連携不足、縦割り行政の問題点なども目の当たりにしてきました。市民目線に立った行政や議会にしていくために、今までにも増して情報の保管・管理・公開、公金の使途などについて、私たち一人一人が監視活動を続けていく必要があります。

二日間の全国大会を通じ、市民オンブズマンの新しい活動スタイルを模索しながらみなさまと成果を共有したいと思います。今年の全国大会が希望がもてる市民社会の実現に向けた一歩となるように、参加者のみなさんと議論しましょう。

全国市民オンブズマン連絡会議この一年 (2020.9~2021.9)

2020年

9/17 2020年版包括外部監査の通信簿発表 記者会見 (Zoom)

9/18 全国大会事前記者発表 (名古屋市)

・コロナ対応全国調査報告 (首長会見、議会)

(47都道府県・20政令市・64中核市・県庁所在地市)

・政務活動費調査 (開示度ランキング+執行率調査) (47都道府県・20政令市・60中核市)

9/20-21 第27回全国市民オンブズマンオンライン大会・2020 (Zoom ウェビナー)

テーマ「コロナであればどうなった? COVID-19が問う自治体民主主義の現実」

約170名参加

・「大会のまとめ報告」発表

・活性炭談合 情報公開請求・住民監査請求の呼びかけ

10/6 NPO法人 情報公開市民センター 総会 (Zoom)

10/7 拡大幹事会 (Zoom)

12/1 NPO法人 情報公開市民センター 臨時総会 (Zoom)

12/15 拡大幹事会 (Zoom)

2021年

2/2 拡大幹事会 (Zoom)

2/26 47都道府県議会・20政令市議会・62中核市議会・5条例自治体に対して包括外部監査アンケート送付

3/23 「2020年版包括外部監査の通信簿」作成費用をネットで募るクラウドファンディング「ready for?」で支援募集開始

3/30 拡大幹事会 (Zoom)

4/6 「市民オンブズマンは怒っている」ネットでの全国統一行動 (Zoom ウェビナー)

4/17-18 包括外部監査評価班 第1回班会議 (Zoom)

4/30 「2021年版包括外部監査の通信簿」作成費用支援 81名から658,000円集まり成功

4/30 47都道府県議会・20政令市議会・62中核市議会に対して政務活動費公開度調査発送

5/12 活性炭談合アンケート送付

5/14 拡大幹事会 (Zoom)

5/15-16 包括外部監査評価班 第2回班会議 (Zoom)

6/2 新型コロナに関する各オンブズへの影響アンケート 発送

6/2 NPO法人 情報公開市民センターが、内閣官房副長官補に対して「重要土地調査規制法案」の

法令協議を情報公開請求

- 6/8 47 都道府県・20 政令市・31 県庁市・66 県庁所在地市・中核市に対して「落札率調査」発送
- 6/11 47 都道府県・20 政令市・62 中核市・49 愛知県内市町村・18 鳥取県内市町村に
「働きかけ記録制度調査」送付
- 6/12-13 包括外部監査評価班 第3回班会議 (Zoom)
- 6/15 第1回加盟団体向け Zoom 初心者向け講座開催 6名参加
- 6/22 拡大幹事会 (Zoom)
- 7/10-11 包括外部監査評価班 第4回班会議 (Zoom)
- 7/11 47 都道府県議会・20 政令市議会・62 中核市議会に対して政務活動執行率調査発送
- 7/19 「市民による『包括外部監査』の活用に関するアンケート」送付
- 7/20 拡大幹事会 (Zoom)
- 7/22 包括外部監査評価班 第5回班会議 (Zoom)
- 8/4 加盟団体に「敗訴したがよくなった事例」「オンライン会議ソフトの具体的活用例」
アンケート送付
- 8/10 第2回加盟団体向け Zoom 初心者向け講座開催 2名参加
- 8/12 各加盟団体に「議会での濫用的懲罰事案アンケート」送付
- 8/12 包括外部監査評価班 第6回班会議 (Zoom)
- 8/14 拡大幹事会 (Zoom)
- 9/3 拡大幹事会 (Zoom)

パンデミックと市民オンブズマン

1 はじめに

リモートを用いた全国大会も今年で二年目となった。昨年の大会では、新型コロナのパンデミックで地方議会がどうなったか、を調査し、発表した。一般質問をとりやめたり、傍聴を制限したり、といった、パンデミックに突然おそわれた地方議会の混乱が調査から浮き彫りになった。そしてそれは、議会の地方公共団体での役割に対し、議員自身の期待度の低さを物語るものでもあった。まさに、パンデミックによって地方議会の姿がレントゲンにさらされた結果であった。

さて、コロナ禍二年目の今年、行政監視をする市民活動が民主主義には必要不可欠であるという視点から、行政を監視する市民活動に目を当ててみようと考えた。対象は私たち自身。パンデミックの中で、私たち市民オンブズマンの活動に web を使用する比重が増加することによる、課題と可能性を探り、共有化することが、ポストコロナの市民運動全般にも有効なヒントを提供するのではないかと考えたことが調査の動機となっている。

2 市民オンブズマンにアンケート調査

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する 67 団体に今年（2021 年）6 月 2 日、13 の項目についてアンケート調査を行った。質問は、このうち、回答期限の今年 8 月 13 日までに 37 の団体から回答が寄せられた。

(1) コロナ禍での会員数・会費収入

回答 35 団体中、増加したという団体 0、会員数、会費は変わらない、という団体は 24、減少した、という団体は 11 あった。もっとも、会員数・会費は変わらない、という団体が 24 ある一方で、メンバーの固定化や高齢化、新規入会者の減少を現在困っていることがらとして挙げている団体も 18 あった。

コロナ禍は会員数には直接の影響をもたらさない、という回答が多数派ではあったが、新規入会者が増加しないという問題が各団体に共通する課題であることはみとれる。

(2) コロナ禍による会議や活動日数の変化

回答 36 団体中、回数が増えた、という会が 2、変わらないが 16、減少したが 17 であった。外部の公的施設を使用して会議を行っているところでは、会議の回数等が減少する、という回答につながる一方で、web を用いた会議を行うところで、会議の回数に変化無し、あるいは回数が増えた、という回答となったように思われる。これを裏づけるように、コロナ禍で困っていることを尋ねるアンケートでは、印刷や発送作業といった事務作業のほか、公的施設の閉鎖により例会の会場が安定的に確保で

きない（市民オンブズ西宮）、打ち合わせなどに気を遣う（滋賀県市民オンブズマン）、会議場所が密になるので使えない（奈良県市民オンブズマン連絡会議など）、会員交流会が開けない、例会開催や街頭宣伝活動が困難な状況（市民オンブズマン北九州）、会議会場が閉館になる（くまもと・市民オンブズマン）といった、会議や総会の会場確保やメンバーの集合ができない、という意見が多く寄せられた。

3 コロナ禍での会議・情報発信

(1) オンラインの利用の実態

コロナ禍では、メンバーが物理的にあつまって会議をすることが難しい場合が多いおおい。できるだけ少人数で、密にならないように会議をする、という工夫をしている団体もあるが、人があつまって集まって会議をすることが、多かれ少なかれ、新型コロナウイルス感染のリスクを生じさせるものである以上、Zoom や Teams といったアプリケーションを用いたオンライン会議を活用することが感染予防の観点から求められている、とも言えよう。Zoom や Teams などのオンラインによって日常的に会議を行っていると回答した団体は、今回の回答では10あった。

(2) コンピューターリテラシーの問題

Zoom などを用いたオンライン会議の最初のハードルは、オンラインに接続する機器の使用だ。コンピューターやスマホなどの機器の利用に習熟しないメンバーが活動に参加できない、という事態をどう避けるかが課題だ。先のアンケートのうち、「Zoom や Teams を使おうとしていない、使うことができない」という団体に対してその理由を質問したところ、回答15団体中、最も多かったのが「使い方がわからない」という回答で、5団体、「パソコンを使用していない」という回答が2、「インターネット環境にないメンバーがいる」「やる気が出ない」「画面を見ているのが疲れるつかれる」が各1であり、「今のところ支障がない」という団体は3¹であった。また、日常的にオンラインを用いている、という10の団体にオンライン会議の課題の意見を求めたところ、実際に Zoom を使えない会員が参加できない（名古屋市民オンブズマン・市民オンブズマン福岡）といった回答も寄せられた。

全国市民オンブズマン連絡会議では、昨年から拡大幹事会や包括外部監査の通信簿の評価班の会議は、すべて Zoom を用いて行っているが、より多くの参加を求め、初めて Zoom を使用するという方に Zoom の使用法の講座を開いてきた。残念ながら、二回目以降の参加者の数は伸び悩んでいるが、ぜひ、諦めないで何度もトライしてほしい次回開催した際には、ぜひ積極的に開催してほしい。

とはいうものの、コンピューター機器を利活用できないことが、政治参加のための

¹ Skype を使用しているから Zoom や Teams は必要ない、という弘前市民オンブズパーソンの回答を除く。

情報の偏在化を生じさせる要因として指摘されて久しい。コンピューターを活動に積極的に取り入れようとする時、この情報リテラシーの問題を意識せざるを得ない。とりわけ、インターネットを手段とするコミュニケーションのウエイトがより大きくなった現状を見ると、私たち自身の問題を越え、スマホやコンピューターといった情報機器の利活用の差が民主主義に必要な情報について偏差をもたらすことは、ポストコロナの民主主義の問題としてより重視されるべきではないだろうか。

(3) オンライン会議をどう用いるか

先の10の団体からの回答アンケートでは、オンライン会議の問題点として、発言が消極的になりがち、飲食の機会が減り、より良いアイデア等を産み出されるコミュニケーションの場が減少（仙台市民オンブズマン）、集中力が散漫になりがち（市民オンブズパーソン栃木）、会議の傍聴の制限をせざるを得ない（千葉県市民オンブズマン連絡会議）、リアルに集まって行う企画を立てられない（かながわ市民オンブズマン）といった意見が寄せられた。また、包括外部監査評価班からは、交通費等の経費が激減したというメリットが掲げられる一方で、無言の時間が増えた、などの指摘がなされた。

Zoomを用いた会議のメリットについて全国市民オンブズマン連絡会議の包括外部監査班は、オンラインの会議によって交通費や宿泊費を86万円軽減することができた、という。また、10団体からのへの回答アンケートでは、「移動時間や交通費、移動の体力の節約」を挙げた団体が6、「会議の参加者が増えた」という回答が2、「遠方の会員が参加しやすい」というメリットを指摘する回答も多く寄せられた。

こうしたメリット、デメリットについてはオンライン会議に参加したことのある人が多かれ少なかれすくなかれ感じることである。少なくとも、オンライン会議を活性化するためには、議題を含む会議の進め方に、これまでと異なる配慮が必要かもしれない。これについては各オンブズから意見を募りたい。

(4) Zoom等による情報発信の新たなあらたな可能性

Zoom等を会議以外に用いる、という回答も寄せられている。名古屋市民オンブズマンは、他の市民団体と共同して行うシンポジウムなどの催しをオンラインで行っている。会場の設定や会議の持ち方など、リアルなシンポジウムと比較してオンラインシンポジウムの方が、容易に準備できる、というメリットがあるという。その一方、各オンブズによる調査や住民訴訟、住民監査請求の記者会見をオンラインで行った、という回答はなかった。全国市民オンブズマン連絡会議では、今年4月、訴訟費用の敗訴者負担に抗議する声明の発表を初めてオンラインによって行ったが、参加したジャーナリストは見当たらず、結果は低調であった。

記者会見や情報発信をZoom等で行うことは、今のところ低調と言わざるを得ないが、他団体との共同で行うシンポジウムやコラボ企画を行うことは、オンラインの会

議システムの使用の簡便さや参加の容易性を活かせる生かせるものとして、市民オンブズ活動に新たなあらたな可能性を生み出すのではないだろうか。それぞれの団体が最も得意とする分野で情報を交換し、各団体の活動に活かす生かすことによる情報の交換と企画への個人による参加の積み重ねが、ポストコロナの市民運動を広げることが期待できる。そうしたオンラインを用いた活動の積み重ねによって各団体の情報の発信力が強化されるはずだ。

(5) リアルな会議も見直したい

オンライン会議について、仙台市民オンブズマンの「飲食の機会が減り、より良いアイデア等を産み出されるコミュニケーションの場が減少」した、という指摘は、多くの団体にも共通する課題ではないだろうか。

市民オンブズが活動を広げてきた背景には、参加メンバーが楽しんで活動をしてきたことが挙げられる。まさに「主権者としての快感」(by 小野寺信一弁護士@仙台市民オンブズマン)のために、それまで誰もやってこなかった大規模な情報公開請求をし、新しい住民監査請求や住民訴訟に挑戦してきたことが原動力となった。こうした活動の多くおおくは、良い意味での「遊び」の発想から生まれてきた。議員野球大会を行っている球場に各地のメンバーが写真撮影隊を組織して集合し、郷土の議員の勇姿(!)を写真に収めることで、住民訴訟の資料にしよう、という呼びかけをただけで、議員野球大会はあっけなく中止された。こんな発想は画面越し会議室では生まれない。

写真撮影隊だけでなく、各種ランキングなどのアイデアも、雑談の中から生まれた。しかし、必要なテーマを効率的に議論するオンライン会議では、雑談をしている雰囲気はない。

今回のアンケート中「活動方針」に困っていると回答した団体や、「オンブズとして取り組む課題が不明確になってきた」といった気になる回答も寄せられた。これは、地方公共団体に問題がないのではなく、問題をどの角度から、どのように指摘していったら良いかについて迷いがある、ということではないかと思う。しかし、果たしてオンライン会議でこうした根本的なテーマを提案しても、回答は得られるだろうか。リアルな会議ができにくくなったことだけが原因ではないにしても、コロナ禍での会議のモチベーションが、無駄に見える雑談の重要性といった人と人とのコミュニケーションのあり方を浮き彫りにしている面は否定できないように思う。

4 まとめにかえて

- (1) 市民オンブズは任意団体である。市民が自由な感性で集まり、民主主義という価値について自発的な議論を行うところに活動の本質がある。コロナ禍によって十分な議論ができていない、ということであれば、私たちのみならず、市民による民主主義への参加がそれだけ害されているということにつながる。メンバー間のコミュニケーションの方法と情報発信の方法をオンラインとどう両立させていくか、がポストコロ

ナに向けての課題だろう。

- (2) ほとんどのグループがメンバーの高齢化を問題として挙げている。その原因はそれぞれのグループごとに事情が異なる面もあることから、一概にコメントするのは危険であるが、新規の会員を増やすためにどのような活動や情報の発信をしたら良いか、という点は、どのグループにも共通する課題である。これについては、全国のグループからのアイデアの提案をお願いしたいが、95年～96年頃ころに各地で多くの市民オンブズグループが声を上げたときに語られたのは、各論を共有することとともに、作業を共同して行うためにメンバーになった、という動機であった。具体的な作業を共有化することで、その団体の一員として行動することに関心を持てるのだ。こうした、作業の共同は実はオンラインに最もなじみやすい。全国オンブズの経験でも、談合の一位不動原則などは全国の都道府県での1億円以上の工事の入札結果調書約1万件をすべてエクセルに入力することによって導き出した。自宅でなら、パソコンを入力するかたちで運動に参加できる、と名乗りを挙げたメンバーによってこうした作業は完成された。

今の自治体が抱えている問題は様々だ。その問題を明らかにするために、情報公開によって事実を一つずつ確認する作業は、一見億劫に感じる見える。しかし、そうした作業によって明らかになった事実は強い。そうした作業を共有化することによってメンバーの拡充をはかる、というのも一つの方法であるが、いかがだろう。

- (3) 今後に向けて

市民オンブズの活動に多くの課題があるとしても、市民が行政を監視する、という姿勢を持ち続けることは、健全な民主主義のために必要不可欠である。ポストコロナの時代にも、市民が楽しんで行政監視をする、そういう団体であり続けるために、皆で知恵を出していきましょう。

全国大会分科会で、全国大会では、多くの皆さんの取組をお伝えいただきたい。

(了)

全国市民オンブズマン連絡会議規約

第1条(名称)

本会は、全国市民オンブズマン連絡会議と称する。

第2条(目的及び活動)

本会は、国、地方公共団体等にかかわる不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的とする市民オンブズマンの情報交換・経験交流や共同研究等を行う。

第3条(会員)

1 本会は、前条の目的に賛同する全国の団体によって構成する。なお、個人は賛助会員となることができる。

2 会員は本会を特定の党派的活動や目的に利用してはならない。

第4条(幹事及び代表幹事)

1 本会には各地域の参加団体から選出された幹事により構成される幹事会をおく。

2 幹事会は互選によって代表幹事を選任する。

3 代表幹事の任期は一年とする。

4 幹事会は適宜開催し、第2条の目的及び活動に必要な事項を協議する。

第5条(事務局)

1 本会には事務局および事務局長をおく。

2 本会の事務局所在地及び事務局長は、幹事会によって定める。

第6条(会計)

1 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2 会費(負担金)は団体会員一口年一万円、賛助会員年5千円以上とする。

3 本会は財政幹事をおき、財産の状況を監査する。

4 本会の財政幹事は、幹事会によって定める。

(2003.5.18 拡大幹事会改正承認)

	グループ名	郵便番号	住所	電話	ファックス
北海道	札幌市民オンブズマン	060-0061	札幌市中央区南1条西9丁目1番地15 井門札幌S109ビル 5階 きたあかり法律事務所内	011-215-1925	011-215-1926
北海道	道南市民オンブズマン	041-0834	函館市東山町198-45	0138-56-8489	—
青森	弘前市民オンブズバースン	036-8202	弘前市元大工町16 あすなろ法律事務所	0172-32-5831	0172-33-4786
青森	横浜町市民オンブズバースン	039-4135	上北郡横浜町字林後2 1-6 あさひ学園内	0175-78-6041	0175-78-6041
岩手	市民オンブズマンいわて	020-0023	盛岡市内丸6番15号EST21ビル2F もりおか法律事務所	019-623-0378	019-623-0379
宮城	仙台市民オンブズマン	980-0021	仙台市青葉区中央4-3-28-3F	022-227-9900	022-227-3267
秋田	虻川高範	010-0951	秋田市山王6-8-41 中央法律事務所	0188-65-0388	0188-65-0386
山形	市民オンブズマン山形県会議	990-0055	山形市相生町5-25 弁護士法人あかつき藤欣哉法律事務所	023-632-2070	023-642-4639
福島	福島県市民オンブズマン	970-8026	いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所	0246-24-2340	0246-24-2342
福島	市民オンブズマンいわき	970-8026	いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所	0246-24-2340	0246-24-2342
茨城	市民オンブズマンいばらき	307-0053	結城市新福寺3-16-14 大矢尚武方	0296-33-0716	—
栃木	市民オンブズバースン栃木	321-0139	宇都宮市若松原3-14-2 秋元照夫税理士事務所	028-655-6611	028-655-4333
群馬	市民オンブズマン群馬	371-0801	前橋市文京町1-15-10 鈴木方	027-224-8567	027-224-6624
埼玉	埼玉市民オンブズマン・ネットワーク	349-0013	埼玉県蓮田市桜台1-6-14	048-768-2778	04-2999-5256
埼玉	狭山市民オンブズマン	350-1305	埼玉県狭山市入間川3161-48-2F	04-2935-4532	04-2999-5256
千葉	千葉県市民オンブズマン連絡会議	260-0013	千葉市中央区中央3-15-6 やまちようビル3階 渚法律事務所	043-202-8280	043-202-8277
千葉	市民オンブズ千葉	260-0013	千葉市中央区中央3-15-6 やまちようビル3階 渚法律事務所	090-9367-3798	043-271-8794
千葉	柏市民オンブズマン連絡会議	277-0061	千葉県柏市東新宿4-4-20-107 中山宅	080-9340-4688	—
東京	東京・市民オンブズマン	102-0083	東京都千代田区麹町4-5 KSビル2階 谷台周三法律事務所	03-3512-3443	03-3512-3444

	グループ名	郵便番号	住 所	電話	ファックス
東京	品川区民オンブズマンの会	140-0015	品川区西大井4-3-7	03-3773-4613	03-3773-4613
東京	市民オンブズパーソン中野	165-0027	東京都中野区野方5-30-20 しいの木法律事務所	03-5373-1808	03-5373-1809
東京	東京墨田区市民オンブズマン	131-0031	東京都墨田区墨田2-41-18 アジア工業株式会社本社内	03-5655-2700	03-5655-2555
神奈川	かながわ市民オンブズマン	231-0021	横浜日本大通17 JPR日本大通ビル8階 横浜合同法律事務所内	—	0467-33-5482
神奈川	かわさき市民オンブズマン	210-8544	川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所	044-211-0121	044-211-0123
神奈川	政務調査費改革かながわ見張り番	214-0033	川崎市多摩区東三田2-4-6	044-900-4606	044-900-4607
新潟	新潟市民オンブズマン	950-0994	新潟市中央区上所1丁目1番24号Nビル2F 新潟合同法律事務所	025-245-0123	025-245-0155
富山	NPO法人 市民オンブズ富山	930-0074	富山市堀端町1-12 富山中央法律事務所	0764-23-2466	0764-23-0699
石川	市民オンブズマン石川	920-0811	金沢市小坂町西61番地7	076-252-4703	076-252-4703
福井	市民オンブズマン福井	910-0019	福井市春山1丁目1番14号福井新聞さくら通りビル1階 ひだまり法律事務所気付	090-9441-6149	0776-43-0848
山梨	山梨県市民オンブズマン連絡会議	400-0031	甲府市丸の内3-21-10ネクスビル4Fらん共同事務所	055-228-1985	055-228-1987
岐阜	くわししぜんいのち 岐阜県ネットワーク	501-2112	山県市西深瀬208 寺町知正方	0581-22-4989	0581-22-4989
静岡	静岡県オンブズマンネットワーク	425-0021	静岡県焼津市中港1-2-3	054-627-2321	
静岡	オンブズマン函南町	419-0101	静岡県田方郡函南町桑原880-57 小島 勲 気付	055-979-6714	055-979-6714
愛知	名古屋市民オンブズマン	460-0002	名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンシヨンの内第2 303	052-953-8052	052-953-8050
愛知	市民オンブズ岡崎	444-0879	岡崎市竜美中2-1-8 天野茂樹法律事務所内	0564-53-7857	0564-53-8038
滋賀	滋賀県市民オンブズマン	529-1605	蒲生郡日野町小井口64-11	0748-53-0825	0748-53-0825
京都	京都・市民オンブズバースト委員会	604-0845	京都市中京区二条殿町538 やさか烏丸御池ビル5階 けやき法律事務所内	075-251-1393	075-251-1393
京都	市民ウォッチャー・京都	604-0857	京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地 ヤサカ烏丸御所南ビル4階 京都第一法律事務所 気付	075-211-4411	075-255-2507
京都	(NPO法人) 行政監視機構	610-0101	城陽市平川広田2-2-5 1	0774-55-7181	0774-55-7181
京都	京丹後市民オンブズマン	627-0131	京都府京丹後市弥栄町和田野8 2 2 番地	0772-65-2538	0772-65-3372
大阪	市民オンブズマン(大阪)	541-0041	大阪府中央区北浜1-2-2 北浜プロボノビル 平和法律事務所	06-6202-5051	06-6202-5052

グループ名	郵便番号	住所	電話	ファックス
大阪 市民グループ「見張り番」	536-0006	大阪市城東区野江2-3-9 北田方	090-8449-5475	06-7182-0091
兵庫 市民オンブズマン兵庫	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町7丁目-1-5	090-3978-1191	—
兵庫 市民オンブズマン尼崎	660-0054	尼崎市西立花町4-15-32 松島商店内	090-8167-4198	06-6419-2136
兵庫 市民オンブズマン西宮	662-0881	西宮市上ヶ原七番町1-6-107	0798-52-9157	0798-52-9157
奈良 橿原市民オンブズマン	634-0199	明日香郵便局私書箱2号	080-8520-1496	—
奈良 奈良県市民オンブズマン連絡会議	634-0199	日本郵便事業会社明日香郵便局私書箱9号	080-8520-1496	0744-25-4574
和歌山 市民オンブズマンわかやま	640-8158	和歌山市十二番丁10 和歌山合同法律事務所内	0734-33-2241	0734-33-2767
鳥取 市民オンブズマン鳥取	683-0067	米子市東町410番地 高橋敬幸法律事務所	0859-34-1996	0859-34-4231
岡山 (NPO法人)市民オンブズマンわかやま	700-0933	岡山市北区奥田1丁目11番20号	—	—
岡山 倉敷市民オンブズマン	701-0114	倉敷市松島207-10	086-462-1324	086-462-1324
広島 広島・市民オンブズマン会議	730-0004	広島市中区東白島町20-8 川端ビル2階 佐々木猛也法律事務所内	082-227-8720	082-227-8723
山口 市民オンブズマンやまぐち	759-4401	山口県長門市日置上5370-8	0837-37-5005	0837-37-5005
徳島 市民オンブズマン徳島	770-8054	徳島市山城西4丁目13-1 沖浜記念館ビル203号	090 7629 7579	—
香川 市民オンブズマン香川	760-0022	香川県高松市西内町7-25	087-813-0715	087-813-0715
愛媛 オンブズえひめ	790-0801	松山市歩行町1-2-4 安部ビル2階 今川法律事務所	089-947-5955	089-947-8655
愛媛 愛媛県オンブズパーソン	791-0243	愛媛県松山市平井町2314-5	090-3788-0841	—
高知 高知県市民オンブズマン連絡会議	781-8121	高知市葛島2丁目3-9 葛島不動産 森武彦方	088-882-9154	088-882-9950
福岡 (NPO法人)市民オンブズマン福岡	810-0021	福岡市中央区薬院1-6-9 福岡ニッセイビル702号 名和田法律事務所内	092-731-7172	092-731-7199
福岡 市民オンブズマン北九州	803-0817	北九州市小倉北区田町12-15 大明ビル3F	093-582-5054	093-582-5054
佐賀 (NPO法人)市民オンブズマン連絡会議 佐賀	840-0831	佐賀市松原4-6-29	0952-22-6483	0952-22-6483
熊本 くまもと市民オンブズマン	861-1113	熊本県合志市栄3792-56 西村澄子方	096-200-3836	096-200-3836
熊本 荒尾・市民オンブズマン	864-0032	熊本県荒尾市増永2867-29	090-5380-6832	0968-66-4217

グループ名	郵便番号	住所	電話	ファックス
熊本 玉名市民オンブズマン	865-0061	玉名市玉名市立願寺528-1	090-4992-4519	
大分 (NPO法人)おおいだ市民オンブズマン	874-0947	別府市浜脇2丁目11-11	0977-75-7757	0977-75-7758
大分 (NPO法人)日田市民オンブズマン	877-0051	日田市大字高瀬69番地	0973-22-3088	0973-22-3088
鹿児島 市民オンブズ奄美	894-0046	鹿児島県奄美市名瀬小宿3408	0997-54-8961	0997-54-8961

(NPO法人) 情報公開市民センター	460-0002	名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303	052-253-7860	052-253-7860
明るい警察を実現する全国ネットワーク	160-0003	東京都新宿区本塩町12 四谷コミュニケーション309 さくら通り法律事務所内	03-3353-3399	03-5363-9856
全国市民オンブズマン連絡会議	460-0002	名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303	052-953-8052	052-953-8050

「共通の用紙」(フォーム)

団体名	弘前市民オンブズパーソン		都道府県名	青森県
所在地(〒 036-8202) 青森県弘前市元大工町16				
電話	0172-32-5831	FAX	0172-33-4786	
Eメール	asunarok@infoaomori.ne.jp	ホームページ		
代表者	葛西 聡	報告者	高松利昌	
結成年月日	1998年9月30日			
会員数	約30人	年会費	1000円	
組織の状況(会議の頻度・案内方法・会計状況等)・特徴				
<p>会議開催状況:幹事会は概ね毎月開催。この他必要に応じて事務局会議開催。総会は年に1度開催(概ね11月)。 会議案内:幹事会はメール、FAXにて。総会は葉書等で案内。 会計:会費、寄付金及び個人的負担にて対応。会費は総会終了後各会員宛に郵便振替用紙を総会資料等と一緒に送付。</p>				
活動を始めてから 情報公開請求件数(地方) 多数 (国) 3件 住民監査請求件数 多数		特記事項		
裁判の記録 情報公開訴訟件数 6件 住民訴訟件数 23件 その他		特記事項 特になし		
その他				
この1年間の活動経過と今後の方針				
【この1年間の活動経過】				
8月5日 幹事会				
8月19日 弘前市長あて「弘前市公共施設へのWi-Fi環境の整備と充実について(申し入れ)」を提出。				
8月24日 青森県政務活動費2018年度分支出に係る住民監査請求が棄却されたが、監査委員は監査結果の中で、①政務活動費の使途の透明性の向上②財務事務の適正な執行の2点を求める付言をした。また、住民監査請求により、6議員が収支報告書の訂正を行い、約175万円を返還していた。				
9月10日 幹事会				
9月20日-21日 全国大会				
9月24日 青森県政務活動費2018年度分支出に係る住民訴訟を提起。				
9月30日 敬老大会参加対象者をこれまで75歳以上としていたが、今年度から「76歳以上」と広報したのは誤りであったことが開示請求により明らかとなった。				
10月8日 幹事会				

- 10月26日 「介護保険料未納者のうち、昨年度分の未納理由とその理由別の未納者数が分かるもの」の開示請求で、「システムに個別データはあるものの、これまで取りまとめたことがない」との理由で開示決定は10月2日付で行われたものの、決定から文書開示まで20日以上時間を要し、開示された。
- 11月12日 幹事会
- 11月27日 弘前市立病院未収金取り立てにかかわって、業務委託先の対応について市立病院管理者である市長あてに質問書を提出(報道添付あり)
- 11月28日 第23回定期総会
- 12月5日 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会(ZOOM)
- 12月9日 横浜町民アオンブズパーソンが不開示決定取消請求訴訟を提起
- 12月10日 幹事会
- 12月24日 弘前市情報公開・個人情報保護審査会に対し、審査の迅速化を図るよう申入れ
- 2021年
- 1月21日 幹事会
- 2月4日 水道活性炭談合による損害の有無と損害があったとすれば請求をしていたのかについて、弘前市水道部及び津軽広域事業団に質問書を提出。
- 2月19日 弘前市議会に「弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案」が提出された。
- 2月22日 国病機構による新中核病院構想具体化に向けて弘前市に示した文書のうち交渉の過程で示した文書不開示決定処分に対する審査請求(2019年1月9日付)で、総務省情報公開・個人情報保護審査会は「その全部を不開示とした決定については、取り消すべき」と答申し、その中で「本件においては、本来、本件開示請求に該当する文書として特定されるべき多数の文書が、その存在を一切明らかにされないまま、実質的に本件開示請求の対象外とされていたものであり、処分庁のこのような対応は疑念を生じさせるばかりか、甚だ不当であるといわざるを得ない。」と付言。
青森県学校給食会が発行し、関係機関に配布している「学校給食物資 価格だより」が「法人の利益を害するおそれがある」として不開示処分された件で弘前市教育委員会に対し審査請求。
- 2月25日 幹事会
- 3月19日 国立・弘前病院と弘前市立病院統合にかかる会議録などが部分開示された件で審査請求(2017年2月20日)について弘前市情報公開・個人情報保護審査会は答申し、「(対象文書)の中には市町村及び医療関係機関の意見のみでなく私見や、仮定した数字を用いて算出したデータ及び意向段階での調査データが含まれている。このような意思形成過程での意見やデータを開示することにより、未成熟な意見やデータにより意思決定がなされたとの誤解を招きかねず、市民に不当な混乱を生じさせる恐れがあることは否定できない。」「本件対象文書は、中立的な意見を述べている箇所を除き、条例第7条第5号に定める不開示情報に該当すると認められる。」とした。
- 3月25日 幹事会
- 4月3日 西目屋村長が談合事件で逮捕されたことにかかわって、県下40自治体あてに談合防止策の有無、情報公開などにかかわってのアンケート用紙送付。
- 4月6日 訴訟費用を請求された問題で、全国事務局主催のネット会議に報告者として高松が参加。
- 4月22日 幹事会 国病機構から裁決書、法人文書開示決定通知書送達(4月20日付)。
- 4月26日 3月19日付答申とその後の裁決に基づき、弘前市は改めて部分開示決定を行う
- 4月27日 国病機構による裁決に基づく部分開示文書を収受。公務員名まで墨塗した文書を開示した。
- 5月13日 国病機構による部分開示を不服として再度の審査請求。
- 6月15日 幹事会
- 6月24日 弘前市による4月26日付け公文書部分開示決定処分を不服として提訴。
- 6月29日 県下40市町村を対象に行った入札・契約に係るアンケート結果をまとめ、記者会見で公表。

- 7月6日 新型コロナワクチン接種券等作成・封入封緘委託契約に係る開示請求で、厚労省が令和2年12月25日付通知で接種券の仕様を細かく記載した仕様書を示し、年明けの1月7日までに対応可能かどうかを照会し、対応可能な業者が見つからない場合、1月8日までに厚労省の担当課に連絡することを求めていたことが分かった。弘前市はこの業務委託で、5社から見積をとり、2番目に高い金額を示した業者と匿名随意契約を行ったことがわかった。
- 7月9日 青森県議会派遣海外視察旅行費用の返還請求事件でフィンランドに旅行した県議会議員の証人尋問が青森地裁で行われ、結審。
- 7月20日 幹事会
- 7月28日 市が国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の医療レセプト情報、介護などを含む個人情報を外部機関に提供するとしていた問題で、作業をいったん中止し、改めて関係者に丁寧な説明を行うことなどを求め「次世代医療基盤法による医療・健康の情報提供」について市長あて申入れを行った。

公共施設のWi-Fi整備要望

08月19日 16時11分



新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、スポーツやイベントなどをインターネットで配信する動きが増えるなか、弘前市の市民団体が市内の公共施設で無線通信のWi-Fi環境を拡充するよう市に要望しました。

要望を行ったのは「弘前市民オンブズパーソン」のメンバーなど3人で、市の清藤憲衛総務部長に要望書を手渡しました。

それによりますと新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、スポーツやイベントなどをインターネットで配信する動きが増えるなか、弘前市の公共施設ではこうした動画を配信するために必要なWi-Fi環境が十分に整備されていないとしています。その上で市内の公共施設で行われる会議や講演会、スポーツ活動などをリアルタイムで動画で配信できるようにするため、Wi-Fi環境を整備するよう求めています。弘前市の清藤総務部長は「『新しい生活様式』に対応するためにも、費用対効果を考えながら検討していきたい」と話していました。

「弘前市民オンブズパーソン」の高松利昌事務局長は、「Wi-Fi環境が整備されればオンラインイベントの誘致が可能になり、経済活動の活性化につながると思う」と話していました。

市立病院治療費未払金で法律事務所

分納相談に応じず

弘前市に公開質問状提出

弘前市民オンブズパーソン(葛西聡代表幹事)は27日、弘前市立病院が首都圏の法律事務所を随意契約で業務委託している治療費未払金の回収業務について、市側に公開質問状を提出した。オンブズによると、同法律事務所による債権回収では、分納の相談に応じてもらえないなどのケースが複数見られるという。

オンブズが公文書開示請求などを行ったところによると、市は今年6月、市立病院の治療費の未払金(医療未収金)のうち、2016年度以前のもので、かつ生活困窮などの経済的理由による未払いなどを除く712人の計約5150万円について、首都圏の法律事務所に委託。

しかし実際にはこの中に生活保護の受給者や生活困窮者が90人含まれていた上、委託した業務内容には支払い方法に係る相談業務があった一方、民事訴訟の提起は含まれていなかったにもかかわらず、「分納の相談が聞き入れられなかった」「一括もしくは50万円を支払うように言われた」などの相談が市に寄せられ、法律事務所が市に提出した督促状や最終通知書のサンプルには、「法的手段」「法的手続き」など訴訟に

尾坂医事課長(右)に公開質問状を手渡す葛西代表幹事



尾坂医事課長(右)に公開質問状を手渡す葛西代表幹事

と話しした。(西尾 英)

NHK NEWS WEB

2021年(令)

青森 NEWS WEB

病院整備で総務省不開示取り消し

02月25日 21時21分

来年、弘前市で開設される新しい中核病院の整備費用などを市に負担させる根拠について、国立病院機構が明らかにしないことに対し、総務省が文書の不開示の決定を取り消すよう答申していたことがわかりました。

これは25日、弘前市の市民団体「弘前市民オンブズパーソン」が明らかにしたものです。

弘前市では、来年、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院を統合した新しい中核病院が開設され、整備費用のおよそ3分の1にあたる40億円と、運営費の年間2億5000万円を40年間、弘前市が負担することになっています。

これについて、市民団体が3年前に文書の開示請求をしたところ、機構側は、「公にすることで率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる」などとして、開示しないことを決めました。

このため、市民団体がその翌年に審査請求を行ったところ、22日、総務省から「対象となる文書の全体も把握できない状況で、このような対応は、はなはだ不当だ」などとして、不開示の決定を取り消すよう答申が出されたということです。

市民団体の高松利昌事務局長は、「答申は、国立病院機構の情報公開に対する後ろ向きな姿勢を厳しく断罪したものだ。巨額の資金負担を求めた根拠を丁寧に説明してほしい」と話していました。

国立病院機構は、不開示の判断が正しかったかどうか、今後、裁決書にまとめるとしています。

入札情報 今別町が未公開

市民団体の弘前市民オンブズパーソンは29日、市役所内で会見を開き、県内40市町村

入札・契約情報をホームページで公開していない県内市町村

建設・建設関連	今別
業務委託	十和田、むつ、平内、今別、深浦、板柳、中泊、田子、新郷
物品購入	五所川原、十和田、むつ、つがる、平内、今別、深浦、板柳、中泊、田子、新郷

※回答期限は4月30日、弘前市民オンブズパーソン調べ

市民オンブズ 県内40市町村調査

を対象に入札・契約に関する情報をホームページで公開しているかをアンケートした結果を発表した。比較的多額な契約案件となること多い建設・建設関連で、未公開だったのは今別町の1町だけだった。業務委託で9市町村、物品購入で11市町村が公開していなかった。

アンケートの回答期限は4月30日で、県内全市町村が回答した。今別町は本紙取材に対し、今月中旬から設計図書や仕様書をホームページ上で公開しており、入札結果についても年内に公開するよう調

建設関連、年内公開へ調整

整していることを明らかにした。

全市町村に、談合など入札妨害を防ぐ対策があるかどうかを尋ねたところ、建設関連で11市町村が「策はない」と回答した。「策がある」は19市町村。「検討中」は11市町村とほらつきが見られた（1自治体が重複回答）。

同オンブズパーソンは、行政が保有する情報を誰でも気兼ねなく見ることができるようになることで、行政と住民との良好な緊張関係が維持され、信頼関係も醸成できると主張。高松利昌事務局長は「誰でも情報にアクセスできる環境を『ハード』ではなく『ソフト』と訴えた。

（福土和久）

談合防止策

11自治体「なし」

弘前オンブズ 40市町村調査

弘前市民オンブズパーソン（葛西聡代表幹事）は29日、県内40市町村を対象に入札・契約の公開状況と官製談合防止策の有無などを調査したアンケート結果を発表した。建設・建設関連業務に関しては39自治体がホームページで情報公開しているが、談合防止策は11自治体が「なし」と回答。開示請求できる対象を「原則住民と利害関係者のみ」などに限定している自治体も11あった。同オンブズは防止策を意識的に改善し続ける姿勢と、誰でも入札情報にアクセスできる環境整備の必要性を訴えている。

昨年未から今年にかけて西目屋村と鶴田町で官製談合事件が発生したことを踏まえ、再発防止に役立てるための実態調査として実施。オンブズが入札・契約に関して県内の全市町村を対象に独自にアンケートを行ったのは初めて。5月17日までに全市町村から回答があり、6月中旬に公表の了承を得た。

入札・契約に関する公開状況は①建設・建設関連業務②業務委託③物品購入の3項目で調査。ホームページで公開していない自治体数は①が9、②が11だった。官製談合防止策は「ない」と回答した自治体数は①が11、②③はそれぞれ12だった。

情報開示の請求権者については、誰でも請求できるという回答したが28自治体。「原則住民と利害関係者のみ」が9で、「原則住民と利害関係者のみだが、請求があれば住民同様に対応」が2あった。

同オンブズは「情報が公開されることで行政と住民らの良好な緊張関係が維持される。入札の公正性・健全性を保つため、職員を守るためにも意識的に談合防止への取り組みを進めるべき」と指摘。高松利昌事務局長は「（情報公開する）ことで、公正、公平に行っていることを示してほしい」と述べた。

（石田紅子）

**医療情報の提供
説明と周知不十分**
市民オンブズが
弘前市に申し入れ
弘前市民オンブズパー
ン(葛西聡代表幹事)は28
日、患者の医療情報を匿名
加工して研究に活用しやす
くする「次世代医療基盤法」

このことについて取り組み始め
た弘前市に対し、市民への
説明と周知が不十分だとし
て、情報提供を拒否できる
ことを含めて改めて説明す
ることなどを申し入れ
た。

市と弘前大学、医療情報
の匿名加工を担う国の認定
事業者・日本医師会医療情
報管理機構は5月27日に
「次世代医療基盤法」に基づ
く医療情報提供契約を締
結しており、弘大が保有す
る健診のビッグデータと市
が保有する国民健康保険加
入者や後期高齢者医療保
険加入者の医療情報を互いに
集約し、医療費抑制や健康
寿命延伸につながることを
目指している。

市は7月中旬に医療情報
活用についての通知文書
を、国保加入者には納付書
に、後期高齢者医療保険加
入者には納税額通知書にそ
れぞれ同封して送付。これ
に対して複数の国保加入者
から聞き取りしたオンブズ

は「個人情報取り扱いに
係る重要な通知として受け
止められたか疑問。『書面
が同封されていたことをえ
知らなかった』と答えた人
もいた」と指摘し、情報提
供を延期するか、改めて丁
寧に説明して周知を図るよ
う求めた。情報提供を拒否
する際の手続きも簡便にし
るよう求めた。市には「ま
情報提供を拒否したい場合
は市担当課窓口で本人確認
し、申請書を提出する手続
が必要となっている。」
桜田宏市長宛での申し入
れ書面を受け取った市国保
年金課の葛西正樹課長は
「機密と情報共有して対応
を検討していく」と述べた。
(石田紅子)

**市民の医療情報提供
市に延期・中止要請**
弘前オンブズ
市民団体の弘前市民オン
ブズパーソンは28日、弘前
市が弘前大学に約4割の市
民の医療情報を提供する任
組みをいったん延期か中止
すよう市に要請した。

医療情報の提供は、疾病
予防や治療法の開発などに
活用することが目的。早ひ
れば9月から、国民健康保
険と後期高齢者医療の被
保険者計6万7千人の情報を
提供する。情報には名前前
や生年月日、病名など、扱

いに細心な注意が必要な
データが含まれる。日本医
師会医療情報管理機構が匿
名化した上で弘大に伝え
る。

オンブズパーソンの葛西
聡代表幹事らが同日、市役
所で市国保年金課の担当者
と面会。市民の申し出によ
り情報提供を拒否できる任
組みを改めて周知し、拒否
手続きを簡易なものにする
ことも要望した。

同課の葛西正樹課長は
「改善が必要かどうか、制
度を」動かしていく余地が
あるので検討していく」と
答えた。
(福土和文)

ISBN 978-4-904407-46-2
C3031 ¥1818E



定価（本体 1818円＋税）



第28回 全国市民オンブズマン・オンライン大会 2021

資料集

発行日：2021年9月25日

発行：全国市民オンブズマン連絡会議

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303号

定価 2000 円